

【情報共有（野鳥・HPAI）】

鳥取県鳥取市で採取された環境水から H5 亜型 HPAI ウイルス検出

公益社団法人日本獣医師会
令和 3 年 12 月 8 日（水）

地方獣医師会 事務局 御中

この度、農水省動物衛生課から、鳥取県内において H5 亜型高病原性鳥インフルエンザが検出された旨、通知がありました。

つきましては、貴会会員に通知方よろしく願いいたします。

公益社団法人 日本獣医師会
Japan Veterinary Medical Association
Tel:03-3475-1601／Fax:03-3475-1604

鳥取県で採取された水における 高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性（野鳥国内7例目）に ついて

令和3年12月8日（水）

<鳥取県同時発表>

鳥取県が実施した検査により、令和3年12月1日（水）に鳥取県鳥取市で採取した環境試料（水鳥の糞便が落ちているねぐら等の水）から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）が検出（陽性）された旨の報告がありました。

この報告を受け、採取地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

1. 経緯

- 12月1日（水） ・ 鳥取県鳥取市で環境試料（水）を採取
- 12月8日（水） ・ 鳥取大学において検査を実施した結果、環境試料（水）から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）が検出
- ・ 採取地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

2. 今後の対応

- ・ 鳥取県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
- ・ 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和3年11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視を続けます。

3. 留意事項

- （1）鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- （2）同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

環境省自然環境局野生生物課			
鳥獣保護管理室			
代 表		03-3581-3351	
直 通		03-5521-8285	
室 長	東岡	礼治	(内線 6470)
室長補佐	村上	靖典	(内線 6675)
係 長	庄司	亜香音	(内線 6473)
担 当	安藤	滉一	(内線 6478)